

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年9月25日(金)10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他9名

5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・HAW、TVF 及び MP の制御室における平常時の役割や配備されている人員数など、議論の前提となる条件を整理して説明すること。
- ・各制御室の機能をそれぞれ補完して対処することだが、事故時のオペレーションが複雑になることが想定される。現状の検討結果を元に、制御室の機能の整理の方法としてどうするのが最適なのか、最も頑強な TVF の制御室に機能を集中させることも視野に入れて検討を進めること。
- ・参考資料として添付されている事業指定技術規則との対応表については、単に規則や解釈の記述をそのまま対応方針として記載するのではなく、その内容を具体的に記載すること。例えば、事業指定技術基準第20条第1項第1号における「必要なパラメータ」については、東海再処理施設の廃止措置中に係る安全対策においてどのようなパラメータを「必要なパラメータ」ととらえているのか、具体的に記載すること。
- ・制御室の安全対策の検討においては、既に認可を受けている外部事象対策等の内容と齟齬が生じることのないよう進めること。また、他の安全対策と重複する内容については、それぞれの関係性が分かるように説明すること。

(資料2について)

- ・「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を念頭に、有毒ガスの発生源の調査結果等を踏まえ、可搬型の換気設備による対応に十分な時間的余裕があるか精査し、恒設設備の設置を含め改めて検討すること。
- ・換気対策に必要な機器のスペックの具体的な数値等、工事の計画として記載すべき廃止措置計画の変更申請の内容を整理して示すこと。

(資料3について)

- ・ HAW 及び TVF 以外の施設の設備・機器の耐震性の確認については、それぞれの施設の適切な震度を設定すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：再処理施設の制御室の安全対策について

資料2：ガラス固化技術開発施設(TVF)制御室の安全対策工事の計画について

資料3：分離精製工場(MP)等の津波防護に関する詳細調査の状況

資料4：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール(案)について